

○国土交通省告示第三百八十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第三項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額を次のように定めたので、同条第四項の規定により、告示する。

平成二十一年三月三十一日

国土交通大臣 金子 一義

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第一項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる高齢者等居住改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、下欄の数値を乗じて得た金額（当該上欄に掲げる高齢者等居住改修工事等をした家屋の当該高齢者等居住改修工事等に係る部分のうちその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分に係る当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額。以下「標準的な費用額」という。）とする。この場合において、当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が同条第二項第一号に規定する新消

費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額（以下「新消費税額等」という。）と当該新消費税額等以外の額（以下「旧消費税額等」という。）の合計額から成るときにおける標準的な費用額は、当該新消費税額等に対応する標準的な費用額の合計額（当該合計額が同号に定める改修工事限度額を超える場合には当該改修工事限度額とする。）とする。

<p>平成十九年国土交通省告示第四百七号（以下単に「告示」という。）一に掲げる工事のうち、通路の幅を拡張するもの</p>	<p>十七万二千七百円</p>	<p>当該工事の施工面積 （単位 平方メートル）</p>
<p>告示一に掲げる工事のうち、出入口の幅を拡張するもの</p>	<p>十八万九千九百円</p>	<p>当該工事の箇所数</p>
<p>告示二に掲げる工事</p>	<p>六十一万四千六百円</p>	<p>当該工事の箇所数</p>
<p>告示三イに掲げる工事</p>	<p>四十七万二千三百円</p>	<p>当該工事の施工面積 （単位 平方メートル）</p>
<p>告示三口に掲げる工事</p>	<p>四十九万五千四百円</p>	<p>当該工事の箇所数</p>

告示三ハに掲げる工事	二万六千八百円	当該工事の箇所数
告示三ニに掲げる工事	五万六千五百円	当該工事の箇所数
告示四イに掲げる工事	二十七万一千七百元	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)
告示四ロに掲げる工事	三十四万八千四百円	当該工事の箇所数
告示四ハに掲げる工事	三十万六千七百元	当該工事の箇所数
告示五に掲げる工事のうち、長さが百五十センチメートル以上の手すりを取り付けるもの	一万九千二百円	当該手すりの長さ (単位 メートル)
告示五に掲げる工事のうち、長さが百五十センチメートル未満の手すりを取り付けるもの	三万三千四百円	当該工事の箇所数
告示六に掲げる工事のうち、玄関、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段差を解消するもの並びに段差を小さくするもの（以下「玄関等段差解消等工事」という。）	四万二千四百円	当該工事の箇所数
告示六に掲げる工事のうち、浴室の出入口の段差を解消するもの及び段差を小さくするもの（以下	九万二千七百元	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)

「浴室段差解消等工事」という。）		
告示六に掲げる工事のうち、玄関等段差解消等工事及び浴室段差解消等工事以外のもの	三万五千九百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)
告示七イに掲げる工事	十四万九千四百円	当該工事の箇所数
告示七ロに掲げる工事	一万四千元	当該工事の箇所数
告示七ハに掲げる工事のうち、戸に開閉のための動力装置を設置するもの(以下「動力設置工事」という。)	四十四万七千八百円	当該工事の箇所数
告示七ハに掲げる工事のうち、戸を吊戸方式に変更するもの(以下「吊戸工事」という。)	十三万六千百円	当該工事の箇所数
告示七ハに掲げる工事のうち、戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	二万六千七百円	当該工事の箇所数
告示八に掲げる工事	二万五百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)

附 則 (平成二十一年国土交通省告示第三百八十四号)

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年国土交通省告示第五百四十九号）

1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 居住者が、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する改修工事をした同項に規定する居住用の家屋（当該改修工事に係る部分に限る。）を平成二十六年四月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。